

3 源泉所得税

統計表を見る方のために

1 利用上の注意

この章は、平成27年分の源泉所得税課税状況から成っている。課税状況は全数調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉所得税の課税の全容を捉えたものである。

2 源泉徴収税率(復興特別所得税を含む)(平成27年分)

- (1) 利子所得（源泉分離） 15.315%
- (2) 配当所得

	平成18年5月～20年12月	平成21年1月～24年12月	平成25年1月～25年12月	平成26年1月～27年12月
上場株式の配当等（個人の大口株主を除く） 特定株式投資信託の収益の分配 公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く）の収益の分配 特定投資法人の投資口の配当等	総合課税	総合課税と申告分離課税の 選択適用		
源 泉 徴 収 税 率	7%	7.147%	15.315%	
確 定 申 告 不 要 制 度	適用（上限なし）			
上記以外の配当等(未上場株式の配当等など)	総合課税			
源 泉 徴 収 税 率	20%	20.42%		
確 定 申 告 不 要 制 度	1回に支払う金額が、10万円に配当計算期間の月数(最高12か月)を乗じて これを12で除して計算した金額以下			
私募公社債等運用投資信託の収益の分配 特定目的信託（社債的受益権に限る）の収益の分配	源泉分離課税			
源 泉 徴 収 税 率	15%	15.315%		

- (3) 割引債の償還差益（源泉分離）18.378%（又は16.336%）
- (4) 源泉徴収選択口座内配当等.....15.315%
- (5) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等.....15.315%
- (6) 給与所得 「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額 (略)
- (7) 退職所得 イ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合「退職所得の源泉徴収税額の速算表」… (略)
- ロ 「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合20.42%
- (8) 報酬・料金等 イ 居住者に対して支払われるもの
- （イ） 原稿料等（所得税法第 204条 1 項 1 号）
- 弁護士、税理士等（同条 1 項 2 号）
- 職業野球選手、騎手等（同条 1 項 4 号）
- 芸能等についての出演、演出等（同条 1 項 5 号）
- 契約金（同条 1 項 7 号）
- 1 回の支払金額 100万円までの部分 … 10.21%
- 〃 100万円超の部分 20.42%
- （ロ） 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士（同条 1 項 2 号）＝ 1 回の支払金額 1 万円超の部分
- 職業拳闘家（同条 1 項 4 号）＝ 1 回の支払金額 5 万円超の部分
- 外交員、集金人、電力量計の検針人（同条 1 項 4 号）＝ 月中の支払金額12万円超の部分
- バー、キャバレーのホステス等（同条 1 項 6 号、措置法第41条の20）
- ＝（5 千円×計算期間の日数）を超える部分
- 広告宣伝の賞金（同条 1 項 8 号）＝ 1 回の支払金額50万円超の部分
- 10.21%
- （ハ） 診療報酬（同条 1 項 3 号）＝ 月分の支払金額20万円超の部分10.21%
- （ニ） 公的年金等（所得税法第 203条の 2）＝（（公的年金等の支給額）－（控除額））
- A「扶養親族等申告書」を提出した場合.....5.105%
- B「扶養親族等申告書」を提出しなかった場合.....10.21%
- （ホ） 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第 207条)
- ＝（支払う年金の額－その年金額に対応する保険料又は掛金の額）で25万円以上のもの.....10.21%
- ロ 内国法人に対して支払われるもの
- ・馬主に支払われる競馬の賞金（所得税法第 174条第10号）
- ＝（賞金の額の20%＋60万円）を超える部分 10.21%